

史跡下寺尾官衙遺跡群・史跡下寺尾西方遺跡の追加指定に係る
意見具申について

1 指定対象の所在地

神奈川県茅ヶ崎市下寺尾字西方 351 番、440 番

2 指定対象の面積

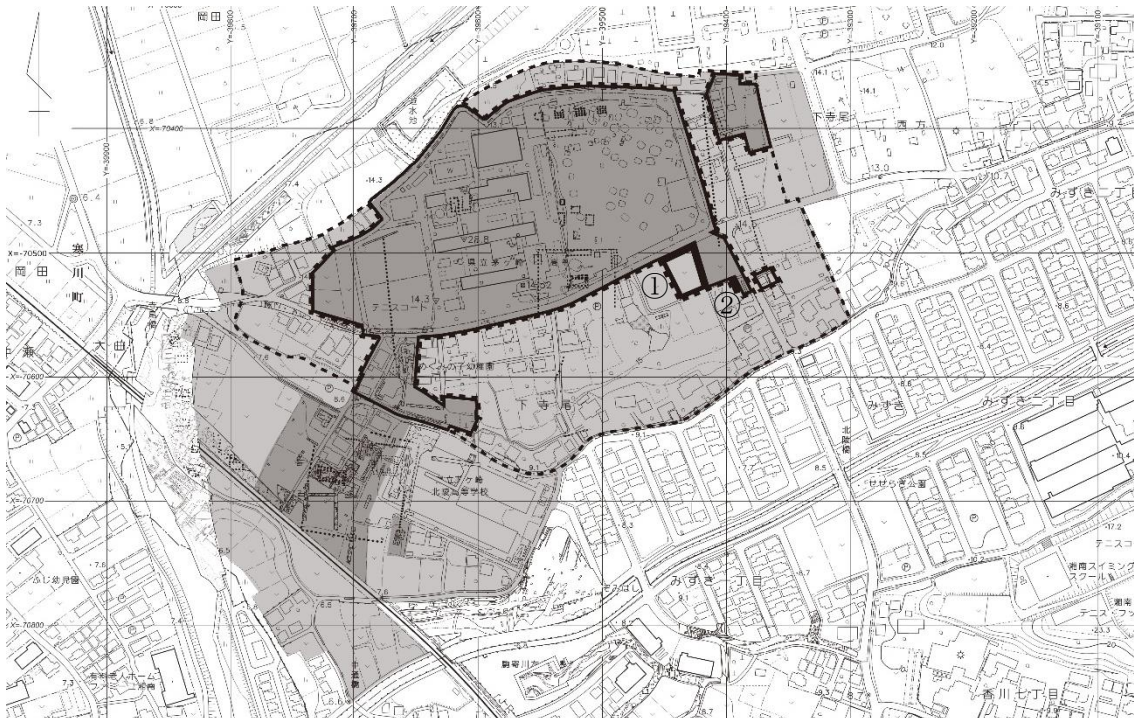
下寺尾官衙遺跡群

追加指定面積	1,041.00 m ²
既指定面積	59,261.01 m ²
合計	60,302.01 m ²

下寺尾西方遺跡

追加指定面積	1,041.00 m ²
既指定面積	48,713.90 m ²
合計	49,754.90 m ²

3 指定対象の位置



4 指定対象の評価（意見具申書案より抜粋）

下寺尾官衙遺跡群の評価

①…

追加指定対象地の東側隣接地では確認調査（第12次確認調査）を実施しており、高座郡家の東側を区画する溝状遺構を確認している。そのため、土地所有者の協力を得て、当該地の遺跡残存状況を確認するための試掘調査を実施したところ、第12次確認調査と同様の堆積土を確認したことから、当該地に高座郡家の遺跡内容が残存していると考えられる。当該地は東側区画遺構が途切れる開口部と正殿との間に位置しており、「高座郡家」南東部の様相を把握する上で当該地は保護が必要である。

②…

追加指定対象地の北側では確認調査（第12次確認調査）を実施しており、高座郡家の東側を区画する溝状遺構を確認している。この区画遺構のさらに東側において、正倉の可能性のある古代の版築遺構を複数確認しており、区画遺構東側に官衙関連遺構が広がる可能性があることが近年の調査により判明した。また、東側隣接地での確認調査（第5次確認調査）では、官衙に関連する可能性のある柱穴を確認しており、本地点に同様の遺構が展開している可能性がある。そのため、土地所有者の協力を得て、当該地の遺跡残存状況を確認するための試掘調査を実施したところ、第12次確認調査と同様の堆積土を確認したことから、当該地に高座郡家の遺跡内容が残存していると考えられる。「高座郡家」南東部の様相を把握する上で当該地は保護が必要である。

下寺尾西方遺跡の評価

①…

追加指定対象地の東側では確認調査（第8次確認調査）を実施しており、国史跡に指定された「下寺尾西方遺跡」における外側環濠の南東部分を確認していることから、本地点が環濠内に位置すると考えられる。同様の地形である東側隣接地で実施した確認調査（第12次確認調査）では、宮ノ台式期の土器が出土する包含層が確認されており、北側の県立茅ヶ崎北陵高等学校グラウンドにおける発掘調査では、宮ノ台式期の竪穴住居跡が確認されている。そのため、土地所有者の協力を得て、当該地の遺跡残存状況を確認するための試掘調査を実施したところ、第12次確認調査と同様の堆積土を確認したことから、当該地に弥生時代中期の遺跡内容が残存していると考えられる。「下寺尾西方遺跡」の外側環濠に近接しており、環濠集落南東部の様相を把握する上で当該地は保護が必要である。

②…

追加指定対象地の東側では確認調査（第8次確認調査）を実施しており、国史跡に指定された「下寺尾西方遺跡」における外側環濠の南東部分を確認していることから、本地点が環濠内に位置すると考えられる。同様の地形である北側隣接地で実施した確認調査（第12次

確認調査)では、宮ノ台式期の土器が出土する包含層が確認されている。そのため、土地所有者の協力を得て、当該地の遺跡残存状況を確認するための試掘調査を実施したところ、第12次確認調査と同様の堆積土を確認したことから、当該地に弥生時代中期の遺跡内容が残存していると考えられる。「下寺尾西方遺跡」の外側環濠に近接しており、環濠集落南東縁辺部の様相を把握する把握する上で当該地は保護が必要である。